

平成 21 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第 3 回）
議事概要(案)

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成 22 年 3 月 1 日（月）16：15～18：15

場 所：糖業会館（2 階ホール）

2 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、小林由幸、佐藤洋、白石寛明、福島哲仁、福山研二、堀江和臣、
宮井俊一、森田昌敏

3 会議の概要

議事に先立ち、前回（第 2 回）の議事概要（案）の委員確認が行われ、案のとおり了承された。

（1）農薬散布における立入制限範囲及び期間の設定について

事務局より、資料 2「市街地公園及び街路樹への農薬散布における立入制限範囲及び期間の設定について（案）」に基づき、立入制限範囲及び期間の設定について説明があった。

委員からの主な意見は以下のとおり。

街路樹での 5 分間の累積落下量を算出する際は、30 分毎に測定されている散布中の落下量データのうち、値が大きい方を 6 で除することによって計算すべき。

資料 2 の P1 下段に「農薬散布に伴うミストの人への暴露経路はその大部分が経皮経路と考えられる」という表記は、気管や気管支の粘膜からの吸収の可能性も考えられるのではないのか。

立入制限範囲及び期間については、今回評価を行った 5 農薬以外についても物理化学的特性等を考慮して記載することはできないか。

今回の立入制限範囲及び期間の設定により、より安全性の高い農薬への切り替えが見込まれることから、数年後に農薬の最新の使用状況を踏まえて対象農薬を再検討することも考えられるが、今回はこの内容で進めることが適当である。

討議の結果、

- ・ については、意見を踏まえて累積落下量を再計算、
- ・ については、ミスト落下に伴う暴露は経皮経路が主要だが、経気道経由の暴露については気中濃度評価値で担保されており、その旨を追記、
- ・ については、立入制限範囲及び期間は、今回評価を行った 5 農薬以外は、気中濃度評価値が得られてないこと、ADI 及び有効成分投下量が農薬によって様々であることから、追記しないこと、

とされ、立入制限範囲及び期間の設定の方針について了承された。

(2) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル(案)

事務局より、資料3の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルの改訂(案)」に基づき、本事業の結果を反映させて加筆された部分、特に「農薬散布における立入制限等の措置」について説明があった。

委員からの主な意見は以下のとおり。

有機リン農薬については、夜中に散布する際は、公園散布においても長期間暴露は考えにくいので、より狭い立入制限範囲が適用される街路樹の基準に準ずるとしてはどうか。

生物農薬やフェロモン剤については、立入制限範囲の設定は不要と記載されているが、昆虫成長制御剤(IGR剤)は含まれないのか。

立入制限範囲は垂直方向にはどのように適用されるのか。例えば、高層ビルにはどのように適用されるのか。

風速別に立入制限範囲を書き分けているが、風速の計測方法について記載すべき。

討議の結果、

- ・ については、公園においては、土壌や葉を介した暴露が想定されることから、公園に街路樹の基準を適用すると表現するのは不適切、
- ・ については、IGR剤はADIが設定されているため、立入制限範囲設定不要とはできない、
- ・ については、高層ビル等の住民への通知は、地形、風向き等を考慮の上、ケースバイケースの判断が必要、
- ・ については、風速を把握するための目安があるかどうか調査すること、とされ、必要に応じ修正することとされた。

(3) 農薬飛散リスク評価手法確立調査報告書(案)

事務局より、報告書の骨子について資料4に基づき説明があり、了承された。

(4) その他

株式会社島津テクノリサーチより、資料5「平成21年度農薬飛散リスク評価手法確立調査 モニタリング調査業務結果報告書(案) - 抜粋版 - 」に基づき、前回(第2回)の検討会における指摘事項への対応について説明がなされた。その結果、委員の了承が得られ、これらを報告書に反映することとされた。

また事務局より、次回の検討会は3月19日に開催する旨が報告された。

(以上)